市民税・都民税の申告と所得税の確定申告について

市民税・都民税の申告書提出は郵送で

市民税・都民税の申告書は、3月15日（月）までに提出してください。また、受付会場は大変混雑しますので、3密を避けるため、郵送での提出をお願いします。

【市民税・都民税申告書送付先】〒203－8555、東久留米市本町3ノ3ノ1、市役所課税課市民税係

※郵送で提出する場合は、必要書類を同封してください。また、申告書の控えの返送をご希望の方は、返送先を記載の上、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

所得税の確定申告は東村山税務署へ

所得税の確定申告は、e－Taxでの提出または国税庁ホームページや自宅などで作成した申告書を東村山税務署へ郵送で提出できます。

【確定申告書送付先】〒189－8555、東村山市本町1ノ20ノ22、東村山税務署

市役所では、自宅にパソコンが無い方のために、給与または年金収入のみの方の確定申告書をパソコンで作成・印刷することができるコーナーを設置します。

【設置場所】市役所2階204会議室

【設置期間】3月15日（月）までの午前8時半～午後3時半（土曜・日曜日、祝日を除く。入場制限あり。混雑状況によっては受け付け終了時間を早める場合があります。確定申告の期間が延長されても設置期間の延長はありません）。会場の混雑状況は、市ホームページ（右上QRコード）でお知らせします。

なお、市役所では職員による対面での作成補助は行っていません。作成補助が必要な方は東村山税務署へご相談ください。

また、確定申告の期間が延長されても、市役所で確定申告を取り扱うことができるのは3月15日（月）までですのでご注意ください。

詳しくは、作成コーナーと市民税・都民税については課税課市民税係☎470・7777（内線2333～2337）、所得税の確定申告については、東村山税務署☎042・394・6811へ。

国民健康保険 滞納世帯主等特別措置のご案内

国民健康保険では、国民健康保険税を滞納すると次の特別措置が適用される場合があります。

事情があって納付が困難なときは、必ず保険年金課（市役所1階）や納税課（同2階）へご相談ください。

【特別措置の内容】

①現在使用している被保険者証を返還していただき、短期被保険者証を交付いたします（短期被保険者証とは、有効期限が短い被保険者証のことです）

②前記①をもっても改善されないときは、資格証明書の交付や保険給付の一部または全部差し止め、さらには保険給付の額が滞納保険税に充てられる場合があります。

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民年金だより

老齢基礎年金の繰り上げ（繰り下げ）受給について

老齢基礎年金は、本来65歳から受けることができますが、60歳以後の希望する時点から繰り上げて受け始めることができます。また、66歳以後の希望する時点から繰り下げて受けることもできます。

繰り上げ（繰り下げ）で受給した場合、受け始める時点に応じて一定の割合で減額（増額）された年金を生涯受けることになります。支給開始は請求の翌月からです。

なお、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、年単位の減額（増額）となります。また、昭和16年4月2日以後に生まれた方は、月単位の減額（増額）となり、繰り上げ（繰り下げ）1月につき年金額が0・5％減額（0・7％増額）されます。

なお、66歳に達した日以後の繰り下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合は、65歳からの老齢基礎年金を遡って裁定請求するか、他の年金の受給権発生時までの期間に対する繰り下げ受給による増額された老齢基礎年金を裁定請求するか、受給者自身が選択できるようになっています。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

自転車等駐車場の利用登録を受け付けます（二次募集）

市営自転車等駐車場では、4月1日からの利用登録分に、まだ空きのある駐車場があります。通勤・通学などで常時利用を希望する方は、この機会をご利用ください。なお、駅から直線にして700㍍以内に自宅・通学先・勤務先がある方は申し込みできません。

詳細は、「令和3年度自転車等駐車場登録申請要項」をご覧ください。

市では、恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業を進めており、今後、3年度中の当該事業に係る事業者の選定などに向けた取り組みを進めています。本事業については、既存施設の運営などを含め包括的に実施することとしており、運営の詳細については、事業者が決定した段階で改めてお知らせします。

納期内納付にご協力を

3月1日（月）は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期、介護保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニ・スマートフォンアプリをお使いになってお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

申請書・要項の配布期間・場所

2月19日（金）から次の場所で配布します。配布する申請書・要項は一次募集と同じものです。

①市役所（5階501会議室）

②上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所

③各市営自転車等駐車場

※市のホームページ内「申請書ダウンロード」からも取得できます。

【配布日時】①と②が土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時。③は各駐車場備え付けのボックスから取得できます

【申請方法】同要項に従って、2月19日（金）～26日（金）に（必着）、〒203－8555、市役所管理課管理調整担当宛て郵送または市ホームページから電子申請で申し込みを（電子申請の場合は、パソコンでのみ申請できます。スマートフォン・タブレット端末などでは申請できません）。

※郵送の場合は、登録者本人の郵便番号・住所・氏名を記入した返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください。電子申請の場合は、3月15日（月）に送付する電子結果通知を確認後、来庁できない方のみ、決定通知の控えと返信用封筒（84円切手貼付）を郵送してください。なお、電子申請は、2月24日（水）午後8時～25日（木）午前8時の間は、システムメンテナンスのため利用できませんのでご注意ください。

※応募多数の場合は、抽選で決定します。登録決定後の手続きについては、決定通知をご覧ください。

空きのある自転車等駐車場

①自転車＝東2・西4・西9（平置きを除く）

②原付＝東2・西4・西10

※空き状況については受付期間中に管理課、501会議室（いずれも市役所5階）、市ホームページでお知らせします。

不定期に自転車等駐車場をご利用の方

不定期に駅周辺を利用する方は、登録の必要がない市営一時利用自転車等駐車場または民間駐車場をご利用ください。

1日当たりの利用料金は、西第9一時は自転車が一般100円・学生50円、原動機付自転車が一般200円・学生100円、西第10一時は自転車100円です。

なお、西第10一時は機械式のため、学割がありません。また、民間一時利用駐車場は、学割がないほか、各駐車場により時間ごとの料金や、駐車可能な車種が異なります。

自転車等放置禁止区域

東久留米駅周辺（左図）は自転車等放置禁止区域に指定されています。自転車等駐車場および、徒歩、バスなどの利用にご協力ください。

詳しくは管理課管理調整担当☎470・7764へ。

一人一人の行動変容が未来を変えることにつながります

東久留米市長 **並木克巳**

2月2日に、国が緊急事態宣言の3月7日までの延長を発表しました。そのことに伴い、東京都も緊急事態措置を継続して実施することとしました。

新型コロナウイルスとの戦いは、当初より長期戦であり感染者の減少と増加を繰り返すと言われていましたが、理解はしていても翻弄されている感は否めません。人は一人で生きることは困難で、支え合って生活を送っています。感染が拡大していくと社会生活に影響が生じ、日々の生活へも支障をきたします。

感染しない、感染させないためにはウイルスをコントロールすること、つまりウイルスを吐き出さず取り入れないことであり、日常生活においてそのことだけでも徹底されればこのウイルスは広がりづらくなります。感染のリスクを下げるために人との接触機会を減らすことは効果があり、可能な限り努力をしていただきたいと思います。また、マスク着用やおしゃべりを控えること、こまめに手洗いなどすることは基本中の基本です。未知のウイルスとの戦いで戦略が見えづらい時もあるかもしれませんが、感染拡大を防ぐためには、あらためて一人一人の意識を高めていくことが大切であると考えます。一人一人の行動変容は自らの意思で実行でき、このことが未来を変えることにつながります。これまでもご理解、ご協力いただいておりますが、今一度お力をお貸しください。

（今号はライジングサンに代わり本記事を掲載いたします）